

# 給水管一次側の取出し工事が必要な場合の提出書類について

## 1 通行制限・道路掘削通知等について

**市道の場合：**通行制限依頼・道路掘削通知は施工業者様で直接手続きをお願いいたします。詳細につきましては、土木建設部土木課にお問い合わせください。

**国道・府道の場合：**福知山市上下水道部にて申請手続きを行います。申請に必要な資料（道路掘削位置図、断面図、安全対策図等）は施工業者様で7部ご用意をお願いいたします。

**里道の場合：**管轄は財務部資産活用課となります。自治会長にも連絡をし、許可（口頭で可）をとっておいてください。

いずれの場合も、道路使用許可については福知山警察署で手続きをお願いいたします。

## 2 使用材料

別紙給水装置工事（一次側）指定材料表を参考に、指定材料での施工をお願いいたします。

## 3 提出書類

（1）給水装置工事申込書	1部
（2）給水装置工事（一次側）設計図	2部
（3）給水装置工事（一次側）設計書	2部
（4）通行制限依頼書等（写）	一式

申請窓口は福知山市上下水道部お客様サービス課です。設計審査および検査（現地立会い）は福知山上下水道サービスセンター株式会社へ業務を委託しております。

なお、取出し給水管の口径に応じた設計審査手数料・検査手数料を上下水道部お客様サービス課より請求させていただきます。

<申 込 受 付> 福知山市上下水道部お客様サービス課

TEL 0773-22-6500

<審査・検査> 福知山上下水道サービスセンター株式会社

TEL 0773-24-4881

## 4 工事完成後の提出書類

（1）公道下詳細図	1部
-----------	----

## 5 その他

給水管の取出し工事を行う場合、埋設物（防火水槽・他種管（下水道管、ガス管、光ファイバー等通信線、電力線）など）の状況を必ず事前に調査し、管理事業者と立会い等について調整しておいてください。特に長田野ガス供給エリア内での施工につきましては、埋設管の有無にかかわらず株式会社長田野ガスセンター様へ連絡をお願いいたします。